

# 芦別市緊急経営支援金の支給のお知らせ

芦別市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う北海道知事からの休業要請や行事及び催事の中止等により、市内における飲食業及び小売業並びに観光産業の経済活動が停滞していることを受け、市内事業者の皆様へ、経営及び雇用の維持のため、緊急経営支援金を支給します。

## 支援金の対象者及び支給額

支援の対象となる事業者は、市内に本社が所在する法人又は代表者の住所が芦別市内にある個人事業者で、以下の条件に該当する事業者となります。

- ① 北海道知事の休業要請に応じた施設を営む法人又は個人事業者……………**20万円**
- ② 北海道知事の要請に応じ、午後7時以後の酒類提供を自粛した飲食店……………**20万円**
- ③ ①、②を除く市内の飲食店……………**10万円**
- ④ ①、②を除く市内の小売店……………**10万円**
- ⑤ ①～④以外で規則に定める業種を営む市内事業者（別表参照）……………**10万円**

### 【注意事項】

- ・令和2年4月16日において、既に事業を営んでいる事業者を対象とします。
- ・複数の事業所を営む一法人又は一個人事業主については、1件の支給となります。
- ・店舗又は事業所を通年で営むものを対象とします。
- ・北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」を申請中又は申請予定の方で、芦別市の支援金20万円を申請される方は、北海道の休業要請や協力要請に措置期間中応じることが要件ですので、ご注意ください。

## 申請手続について

### ◆ 申請期間

令和2年5月7日（木）から6月30日（火）まで

9：00～15：00（各日、12:00～13:00は不在となります。）

**※5月9日及び5月10日のみ、土・日の申請受付を行います。**

### ◆ 申請方法

返信用封筒にて郵送又は受付会場（下記のとおり）に持参し申し込みして下さい。

(1) 令和2年5月7日（木）から令和2年5月15日（金）まで（土・日は(2)をご参照下さい。）

時間 9：00～15：00（各日、12:00～13:00は不在となります。）

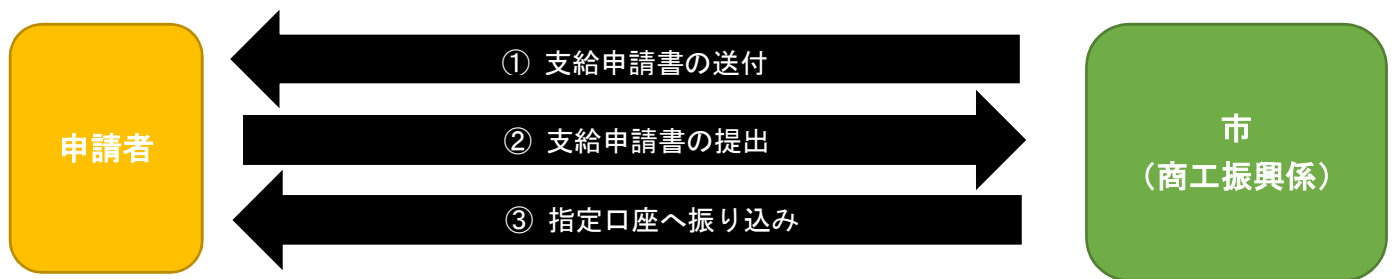
場所 旧消防庁舎車庫

- (2) 令和2年5月9日(土)及び令和2年5月10日(日)  
時間 9:00~15:00(各日、12:00~13:00は不在となります。)  
場所 市役所1階ロビー(正面入り口から入ることができます)
- (3) 令和2年5月18日(月)から令和2年6月30日(火)まで  
時間 9:00~15:00(各日、12:00~13:00は不在となります。)  
場所 市役所商工振興係窓口(市役所2階④番窓口)

## ◆ 申請に必要な書類

- ① 支援金支給申請書(市ホームページからのダウンロードも可能です)
- ② 履歴事項全部証明書又は定款の写し(法人の場合)
- ③ 営業許可証の写し又は確定申告書(第1表)の写し(個人事業者の場合)
- ④ 運転免許証又は健康保険証の写し(個人事業者の場合)
- ⑤ 振込先通帳の写し(法人・個人事業者とも)

## ◆ 交付方法



※ 申請後、速やかに審査を行い、支援金を支給いたします。(概ね1週間程度)

## お問い合わせ先

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地  
芦別市経済建設部商工観光課商工振興係  
TEL:22-2111(内線223・224)  
FAX:22-9696  
Mail:syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp

**※北海道の支援金を受けるには別途手続きが必要です。**

- ・北海道知事の休業要請等の詳細については下記リンク先を参照してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouyousei.html>

## 【別表】

大分類	中分類	小分類	細分類
E 製造業	9 食料品製造業	91 畜産食料品製造業	914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）
		93 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
		94 調味料製造業	左記全て対象
		97 パン・菓子製造業	左記全て対象
		99 その他の食料品製造業	左記全て対象
	15 印刷・同関連業	151 印刷業	左記全て対象
	32 その他の製造業	329 他に分類されない製造業	3292 看板・標識機製造業
H 運輸業、郵便業	43 道路旅客運送業	432 一般乗用旅客自動車運送業	4321 一般乗用旅客自動車運送業
		433 一般貸切旅客自動車運送業	4331 一般貸切旅客自動車運送業
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館、ホテル	7511 旅館、ホテル
		752 簡易宿所	7521 簡易宿所
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	左記全て対象	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	左記全て対象
		782 理容業	7821 理容業
		783 美容業	7831 美容業
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業	左記全て対象
		799 他に分類されない生活関連サービス業	7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業（運転代行業に限る）
O 教育、学習支援業	81 学校教育	811 幼稚園	8111 幼稚園（預かり保育を併設する幼稚園に限る）

※本表は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）における該当業種を表示しています。

※対象となる事業者は、上記の業種を営む店舗又は事業所を通年で営むものとします。

※令和 2 年 4 月 16 日において、既に事業を営んでいる者を対象とします。